

国民健康保険に係る傷病手当金の支給について

1 趣旨

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」（令和2年3月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部）において、「症状がある方への対応」として、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした方に対して、休みやすい環境を整備することが感染拡大の防止に重要であるとのことを受け、本市の国民健康保険の被保険者に対して傷病手当金を支給するものです。

2 主な内容

(1) 対象者

国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した方又は発熱等の症状があり感染が疑われる方で、労務ができない期間に給与の全部又は一部が支給されない被用者

(2) 支給対象日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日数

(3) 支給額

直近3か月の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×支給対象日数

(4) 適用期間

令和2年1月1日（水）から令和2年9月30日（水）まで

(5) 今後の対応

5月から申請の受付を開始

担当者 健康福祉部保険年金課長
根岸 隆
連絡先 Tel.042-973-2117